様式第十二号の二（表面）中「②許可年月日」を「②　許可年月日」に、「②　氏名又は名称」を「③　氏名又は名称」に、「③　代表者の氏名」を「④　代表者の氏名」に、「④　住所」を「⑤　住所」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

2　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

告示

○文部科学省告示第百二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十八年七月二十五日

文部科学大臣　馳　浩

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
東北学院旧宣教師館	一棟	木造、建築面積一八五・六三平方メートル、二階建、鉄板葺	学校法人東北学院	宮城県仙台市青葉区土樋一丁目三番一号	宮城県仙台市青葉区土樋一丁目六番地
旧亀岡家住宅	一棟	座敷部及び居住部からなる 座敷部　木造、建築面積二二二・九九平方メートル、二階建、塔屋及び尖塔二基付 居住部　木造、建築面積一九四・九一平方メートル 総桟瓦葺	伊達市	福島県伊達市保原町字舟橋一八〇番地	福島県伊達市保原町大泉字宮脇二六五番地
旧中島家住宅 主屋	四棟	車寄部、客室部、居間部、食堂部からなる 車寄部　木造、建築面積二五三・七〇平方メートル 客室部　木造、建築面積二四三・五五平方メートル 居間部　木造、建築面積二一三・四九平方メートル、二階建 食堂部　木造、建築面積一八五・一一平方メートル 総桟瓦葺	太田市	群馬県太田市浜町二番三五号	群馬県太田市押切町一四一七番地
土蔵		木造、建築面積三九・六七平方メートル、二階建、桟瓦葺			
氏神社		一間社流造、銅板葺			
正門及び門衛所		正門　一間薬医門、間口三・六メートル、本瓦葺 門衛所　木造、建築面積一九・八三平方メートル、桟瓦葺 附・番頭部屋　一棟 木造、建築面積二三・一四平方メートル、桟瓦葺 ・附属屋　一棟 木造、建築面積六二・三八平方メートル、桟瓦葺 ・外塀　一棟 鉄筋コンクリート造、総延長三八〇・二メートル、桟瓦葺 ・中門及び塀　一棟 中門　一間腕木門、間口二・〇メートル 塀　木造、総延長三三・六メートル、桟瓦葺			